

経 済 産 業 省

20231115 貿局第1号
経済産業省貿易経済協力局

「(お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年11月24日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「(お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部改正について

「(お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」(平成21年5月21日付け)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和5年11月25日から施行する。

(別紙)

「(お知らせ)輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○(お知らせ)輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について(平成21年5月21日付け)

改 正 後	現 行
I 輸出許可書等の申請手続等 1 (略) 2 申請手続 (1)・(2) (略) (3) 許可基準 許可は、当該申請が上記(2)に従って行われたものであることを確認し、次の要件のすべてを満たす場合に限り行うものとする。ただし、昭和55年11月4日以降であって、条約適用以降に本邦に輸入された対象貨物を輸出する場合にあっては、条約に基づき相手国政府当局が輸出を認めたものであること又は証明したものであることが確認できた場合に限り許可するものとする。(この場合にあっては、下記許可基準のうち、(イ)及び(ロ)は適用せず、また(二)については、生きている動植物の場合に限り適用する。) また、条約の締約国等でない国又は地域に輸出する場合は、原則として、許可しない。 (イ)条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等にあつては、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものでないものとして3の(1)の(ロ)に定める関係省の助言があること。<u>または、科学当局である水産庁から「絶滅のおそれのある野生動植物等の国際取引に係る管理当局に対する助言及び情報提供等に関する取扱要領(令和5年11月24日付け水推第1339号)」及びNDFガイドライン(平成26年8月27日付け平成26水推第558号)に基づく種の存続に係る包括助言を得ていること。</u> (ロ)我が国の動植物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をされたもの又は譲受け若しくは引取りをされたものでないこと。 <u>なお、3(1)(ロ)の表のうち、関係省の項が農林水産省水産庁増</u>	I 輸出許可書等の申請手続等 1 (略) 2 申請手続 (1)・(2) (略) (3) 許可基準 許可は、当該申請が上記(2)に従って行われたものであることを確認し、次の要件のすべてを満たす場合に限り行うものとする。ただし、昭和55年11月4日以降であって、条約適用以降に本邦に輸入された対象貨物を輸出する場合にあっては、条約に基づき相手国政府当局が輸出を認めたものであること又は証明したものであることが確認できた場合に限り許可するものとする。(この場合にあっては、下記許可基準のうち、(イ)及び(ロ)は適用せず、また(二)については、生きている動植物の場合に限り適用する。) また、条約の締約国等でない国又は地域に輸出する場合は、原則として、許可しない。 (イ)条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等にあつては、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものでないものとして3の(1)の(ロ)に定める関係省の助言があること。 (ロ)我が国の動植物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をされたもの又は譲受け若しくは引取りをされたものでないこと。

殖推進部漁場資源課生態系保全室に区分されている附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動物等にあつては、同室に情報提供を求めることができる。

(ハ) ～ (ホ) (略)

(4) (略)

3 事務取扱要領

(1) 輸出許可書等の処理

(イ) (略)

(ロ) 上記 (イ) により輸出許可書等を受理した野生動植物貿易審査室は、上記 2 の (3) の (イ) に定める許可基準については、受理案件ごとに、次の表の区分に応じて科学当局である関係省に対し、輸出許可書等の写しを添えて、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものであるか否かにつき、助言を求めなければならない。ただし、関係省から当該動植物の種の存続に係る包括助言を得ている場合を除く。

条約附属書による区分		関係省
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)

(ハ) 上記 (イ) により、上記 (ロ) の表の区分のうち、農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室の項の条約の附属書による区分に掲載された動物等の輸出に係る輸出許可書等を受理した経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室は、前記 2 の (3) の (ロ) に定める許可基準については、同室に情報提供を求めることができる。

(ニ) ～ (チ)

(リ) 野生動植物貿易審査室は、上記 (イ) から (チ) までの処理を行った輸出許可書等の原本を申請者に交付しなければならない。

(2) ～ (4) (略)

(以下略)

(ハ) ～ (ホ) (略)

(4) (略)

3 事務取扱要領

(1) 輸出許可書等の処理

(イ) (略)

(ロ) 上記 (イ) により輸出許可書等を受理した野生動植物貿易審査室は、上記 2 の (3) の (イ) に定める許可基準については、受理案件ごとに、次の表の区分に応じて科学当局である関係省に対し、輸出許可書等の写しを添えて、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものであるか否かにつき、助言を求めなければならない。

条約附属書による区分		関係省
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)

(新設)

(ハ) ～ (ト) (略)

(チ) 野生動植物貿易審査室は、上記 (イ) から (ト) までの処理を行った輸出許可書等の原本を申請者に交付しなければならない。

(2) ～ (4) (略)

(以下略)